

# 目次

## 第1編 総則

第1節	下呂市地域防災計画の目的及び構成	1
第2節	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節	下呂市の地勢と災害要因、災害記録	31
第4節	被害想定	35
第5節	市災害対策本部の組織	40

## 第2編 一般対策編

### 第1章 災害予防計画

第1節	総則	(すべての部)	51
第2節	防災思想・防災知識の普及	(市長公室、総務部・教育部・消防本部)	55
第3節	防災訓練	(すべての部)	58
第4節	自治会及び自主防災組織の活動	(市長公室・消防本部・消防団部)	75
第5節	ボランティア活動の環境整備	(市長公室 健康福祉部)	78
第6節	広域的な応援体制の整備	(市長公室・消防本部)	80
第7節	防災通信設備等の整備	(市長公室・消防本部)	82
第8節	火災予防対策	(市長公室・消防本部・消防団部)	84
第9節	水害予防対策	(市長公室・農林部・建設部・消防本部・消防団部)	85の2
第10節	雪害予防対策	(建設部・教育部)	85の4
第11節	火山災害対策	(市長公室)	86
第12節	飲料水枯渇等予防対策	(市長公室 生活部)	89
第13節	観光施設等予防対策	(市長公室・観光商工部)	91
第14節	孤立地域防止対策	(市長公室・総務部・健康福祉部・観光商工部・建設部)	92
第15節	避難対策		
		(市長公室・総務部・健康福祉部・観光商工部・建設部・教育部)	111
第16節	必需物資の確保対策	(市長公室・健康福祉部・生活部)	117
第17節	要配慮者・避難行動要支援者対策		
		(市長公室・健康福祉部・観光商工部・消防本部)	120
第18節	応急住宅対策	(市長公室・建設部)	124
第19節	医療救護体制の整備	(健康福祉部・消防本部)	125

第20節	防疫対策	(健康福祉部)	126
第21節	土砂災害予防対策	(市長公室・健康福祉部・農林部・建設部)	127
第22節	建築物災害予防対策	(市長公室・建設部)	141
第23節	防災営農対策	(農林部)	142
第24節	ライフライン施設対策	(市長公室・生活部)	143
第25節	文教対策	(教育部)	145
第26節	行政機関の業務継続体制の整備	(市長公室・総務部)	148
第27節	企業防災の促進	(市長公室・観光商工部)	149
第28節	防災対策に関する調査・研究	(市長公室・農林部・建設部・消防本部)	151

## 第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制	(すべての部)	201
第2節	災害対策要員の確保	(すべての部)	207
第3節	ボランティア対策	(市長公室・健康福祉部)	210
第4節	自衛隊災害派遣要請	(市長公室)	222
第5節	交通応急対策	(市長公室・建設部)	231
第6節	通信の確保	(市長公室)	235
第7節	警報・注意報・情報等の受理・伝達	(市長公室・消防本部)	237
第8節	災害情報等の収集・伝達	(すべての部)	242
第9節	災害広報	(市長公室)	261
第10節	消防活動	(市長公室・消防本部・消防団部)	263
第11節	水防活動	(市長公室・建設部・農林部・消防団部)	265
第12節	雪害対策	(市長公室・建設部)	266
第13節	火山災害対策	(すべての部)	269
第14節	県防災ヘリコプターの活用	(市長公室・消防本部)	291
第15節	孤立地域対策		
	…(市長公室 総務部・健康福祉部・農林部・建設部・消防本部・消防団部) …		292
第16節	災害救助法の適用	(市長公室 総務部・健康福祉部)	293
第17節	避難対策	(市長公室 総務部・健康福祉部)	295
第18節	食料供給活動	(市長公室・健康福祉部・農林部・教育部)	303
第19節	給水活動	(生活部)	305
第20節	生活必需品供給活動	(健康福祉部・観光商工部)	306
第21節	要配慮者・避難行動要支援者対策	(市長公室・健康福祉部)	321
第22節	観光客等の応急対策	(観光商工部)	324
第23節	応急住宅対策	(健康福祉部・建設部)	326
第24節	医療・救護活動	(総務部・健康福祉部・消防本部)	330
第25節	救助活動	(総務部・消防本部・消防団部)	333

第26節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	（市長公室・健康福祉部・環境部・消防本部・消防団部）	351
第27節	防疫・食品衛生活動	（健康福祉部）	353
第28節	保健活動・精神保健	（健康福祉部）	355
第29節	清掃活動	（環境部）	356
第30節	愛玩動物等の救援	（市長公室・総務部・健康福祉部）	358
第31節	災害義援金品の募集・配分	（健康福祉部）	359
第32節	農林業応急対策	（農林部）	362
第33節	公共施設の応急対策	（市長公室 総務部・健康福祉部・ 農林部・観光商工部・建設部・生活部・環境部・教育部）	381
第34節	ライフライン施設の応急対策	（市長公室・総務部・生活部）	383
第35節	文教災害対策	（教育部）	385
第36節	災害警備活動	（市長公室）	388
第3章	事故災害対策計画		
第1節	航空災害対策計画	（すべての部）	451
第2節	鉄道災害対策計画	（すべての部）	454
第3節	道路災害対策計画	（すべての部）	457
第4節	危険物等災害対策計画	（すべての部）	460
第5節	林野火災対策計画	（すべての部）	474
第6節	大規模な火災対策計画	（すべての部）	478
第4章	災害復旧計画		
第1節	復旧・復興体制の整備	（すべての部）	501
第2節	公共施設及び公共事業等の災害復旧	（すべての部）	503
第3節	被災者の生活確保	（市長公室・総務部・健康福祉部）	506
第4節	被災中小企業の振興	（観光商工部）	509
第5節	農林業関係者への融資	（農林部）	510

## 第3編 地震対策編

### 第1章 地震災害予防計画

第1節	総 則	（すべての部）	551
第2節	防災思想・防災知識の普及	（市長公室・総務部・教育部・消防本部）	552
第3節	防災訓練	（すべての部）	553
第4節	自治会及び自主防災組織の活動	（市長公室・消防本部・消防団部）	554
第5節	ボランティア活動の環境整備	（市長公室・健康福祉部）	554

第6節	広域応援体制の整備	(市長公室・消防本部)	555
第7節	緊急輸送網の整備	(市長公室・建設部)	556
第8節	防災通信設備等の整備	(市長公室・消防本部)	557
第9節	火災予防対策	(市長公室・消防本部・消防団部)	557
第10節	孤立地域防止対策		
		(市長公室・総務部・健康福祉部・観光商工部・建設部)	557
第11節	避難対策		
		(市長公室・総務部・健康福祉部・観光商工部・建設部・教育部)	571
第12節	必需物資の確保対策	(市長公室・健康福祉部・生活部)	571
第13節	要配慮者・避難行動要支援者対策		
		(市長公室・健康福祉部・観光商工部・消防本部)	571
第14節	住宅応急対策	(市長公室・建設部)	572
第15節	医療救護体制の整備	(健康福祉部・消防本部)	572
第16節	防疫対策	(健康福祉部)	572
第17節	まちの不燃化・耐震化	(市長公室・建設部)	573
第18節	災害危険区域の防災事業の推進	(市長公室・農林部・建設部)	576
第19節	ライフライン施設対策	(市長公室・総務部・生活部)	577
第20節	文教対策	(教育部)	577
第21節	行政機関の業務継続体制の整備	(市長公室・総務部)	577
第22節	企業防災の促進	(市長公室・観光商工部)	578
第23節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	(すべての部)	578
<b>第2章 地震災害応急対策計画</b>			
第1節	活動体制	(すべての部)	601
第2節	ボランティア対策	(市長公室・健康福祉部)	603
第3節	自衛隊災害派遣要請	(市長公室)	603
第4節	災害応援要請	(市長公室・消防本部)	604
第5節	交通応急対策	(市長公室・建設部)	606
第6節	通信の確保	(市長公室)	606
第7節	地震情報の受理・伝達	(市長公室・消防本部)	607
第8節	地震災害情報の収集・伝達	(すべての部)	609
第9節	災害広報	(市長公室)	609
第10節	消防活動	(市長公室・消防本部・消防団部)	609
第11節	浸水対策	(市長公室・建設部・農林部・消防団部)	610
第12節	県防災ヘリコプターの活用	(市長公室・消防本部)	621
第13節	孤立地域対策		
		(市長公室 総務部・健康福祉部・農林部・建設部・消防本部・消防団部)	621

第14節	災害救助法の適用	(市長公室・総務部・健康福祉部)	621
第15節	避難対策	(市長公室・総務部・健康福祉部)	622
第16節	建築物・宅地の危険度判定	(建設部)	622
第17節	食料供給活動	(市長公室・健康福祉部・農林部・教育部)	623
第18節	給水活動	(生活部)	623
第19節	生活必需品供給活動	(健康福祉部・観光商工部)	623
第20節	要配慮者・避難行動要支援者対策	(市長公室 健康福祉部)	624
第21節	観光客等の応急対策	(観光商工部)	624
第22節	帰宅困難者対策	(すべての部)	625
第23節	応急住宅対策	(健康福祉部・建設部)	625
第24節	医療・救護活動	(総務部・健康福祉部・消防本部)	626
第25節	救助活動	(総務部・消防本部・消防団部)	626
第26節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	(市長公室・健康福祉部・環境部・消防本部・消防団部)	626
第27節	防疫・食品衛生活動	(健康福祉部)	627
第28節	保健活動・精神保健	(健康福祉部)	627
第29節	清掃活動	(環境部)	627
第30節	愛玩動物等の救援	(市長公室 総務部・健康福祉部)	628
第31節	災害義援金品の募集・配分	(健康福祉部)	628
第32節	公共施設の応急対策	(市長公室・総務部・健康福祉部・ 農林部・観光商工部・建設部・生活部・環境部・教育部)	628
第33節	ライフライン施設の応急対策	(市長公室・総務部・生活部)	629
第34節	文教災害対策	(教育部)	629
第35節	災害警備活動	(市長公室)	629
第3章	地震災害復旧計画		
第1節	復旧・復興体制の整備	(すべての部)	651
第2節	公共施設及び公共事業等の災害復旧	(すべての部)	651
第3節	被災者の生活確保	(市長公室・総務部・健康福祉部)	651
第4節	被災中小企業の振興	(観光商工部)	652
第5節	農林業関係者への融資	(農林部)	652
第4章	東海地震に関する事前対策		
第1節	総 則		701
第2節	警戒宣言・地震予知情報等の伝達		703
第3節	広報対策		704
第4節	事前避難対策		705

第5節	消防・水防対策	707
第6節	警備対策	708
第7節	交通対策	709
第8節	緊急輸送対策	710
第9節	物資等の確保対策	711
第10節	保健衛生対策	711
第11節	生活関連施設対策	712
第12節	帰宅困難者、滞留旅客者に対する措置	714
第13節	公共施設対策	715
第5章	南海トラフ地震防災対策	
第1節	総則	731
第2節	災害対策本部の設置等	731
第3節	地震発生時の応急対策等	732
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	736
第5節	防災訓練計画	736
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	737

## 第4編 原子力災害対策編

第1章	総則	
第1節	計画の目的等	851
第2節	計画の基礎とするべき災害の想定	852
第2章	原子力災害事前対策計画	
第1節	情報の収集・連絡体制等の整備	857
第2節	組織体制等の整備	858
第3節	通信手段の確保	858
第4節	長期化に備えた動員体制の整備	859
第5節	広域防災体制の整備	859
第6節	緊急時モニタリング体制の整備	860
第7節	屋内退避、避難等活動体制の整備	861
第8節	学校、医療機関等における対応	861
第9節	原子力災害医療活動に係る体制の整備	863
第10節	飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	863
第11節	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	864
第12節	住民への情報提供体制の整備	864

第13節	原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	865
第14節	防災業務関係者の人材育成	866
第15節	市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備	866
第3章	原子力災害緊急事態応急対策計画	
第1節	通報連絡・情報収集活動	868
第2節	活動体制の確立	869
第3節	防災業務関係者の安全確保	872
第4節	緊急時モニタリング活動	873
第5節	屋内退避、避難等の防護活動	873
第6節	要配慮者等への配慮	876
第7節	原子力災害医療活動	876
第8節	飲食物の摂取制限、出荷制限等	877
第9節	緊急輸送活動	878
第10節	住民への的確な情報提供活動	879
第11節	文教対策	880
第12節	市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速かつ的確な応急対策	881
第4章	原子力災害中長期対策計画	
第1節	緊急事態宣言解除後の対応	882
第2節	県環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	882
第3節	原子力災害中長期対策実施区域の設定	883
第4節	各種制限措置の解除	883
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	883
第6節	被災地域住民等に係る記録の作成	883
第7節	被災者等の生活再建等の支援	884
第8節	風評被害等の影響の軽減	884
第9節	被災中小企業等に対する支援	884
第10節	心身の健康相談体制の整備	884

## 資料編

## 様式集

(※ 資料編及び様式集の目次は、各編の冒頭に記載している。)